

# 「あなたと一緒に語りたい」佐伯市タウンミーティング実施要領

全部改正 令和7年7月7日

一部改正 令和8年2月2日

## (目的)

第1条 この要領は、市長が市民等との意見交換を行うことにより、市政に対する理解を深めてもらうとともに、必要な情報収集等を行い、市政運営推進に反映することを目的とする。

## (名称)

第2条 前条に規定する意見交換の場を「「あなたと一緒に語りたい」佐伯市タウンミーティング」（以下「本会」という）と称する。

## (対象及び方法)

第3条 本会は、原則として市内に居住し、通勤し、又は通学しているものにより構成された市の各部署で所管する10人以上の団体から市長が選定し、テーマを決めて行う。

ただし、市長は必要に応じて、参加者を募集することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める団体及び個人とは、本会を開催しないものとする。

- (1) 佐伯市暴力団等排除条例第6条第1号に規定する暴力団関係者
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教または営利を目的とした催しを行うおそれがあるもの
- (4) その他本制度の目的に反し、開催が適当でないと認められるもの

## (開催日時及び開催場所)

第4条 本会は必要に応じて開催する。開催日時は、12月28日から翌年の1月4日までの日、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後9時までの間とする。

2 本会の開催場所は、市内に限る。

## (事務分担)

第5条 事務分担は別に定める。